

総務委員会会議録

1 日 時 令和2年 9月 1日 (火)

2 場 所 全員協議会室

3 開 会 午後 1時00分

4 閉 会 午後 3時10分

5 出席者 委員長 小沼秀朗 副委員長 松浦昌巳
委員 鈴木正治 委員 鷺山喜久
委員 大石勇 委員 藤澤恭子

当局側出席者 市長、総務部長、企画政策部長、危機管理監、
消防長、南部行政事務局長、監査委員事務局長、
議会事務局長、財政課長、管財課長、行政課長
事務局出席者 議事調査係 松永友理子 赤堀義幸 望月教代

6 審査事項

- ・議案第104号 令和2年度掛川市一般会計補正予算（第7号）について
- ・議案第120号 学校教育情報化推進事業端末機購入契約の締結について

7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和2年 9月 1日

市議会議長 大石 勇 様

総務委員長 小沼 秀 朗

7 会議の概要

令和2年9月1日（火）午後1時00分から、全員協議会室において全委員出席のもと開催。

1) 委員長あいさつ

2) 市長あいさつ

3) 付託案件審査 [13:01 ~ 14:42]

①議案第104号 令和2年度掛川市一般会計補正予算（第7号）について

[財政課、説明 13:02 ~ 13:04]

[質 疑 13:10 ~ 13:42]

○委員長（小沼秀朗君） それでは、財政課から説明をお願いいたします。

都築財政課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの財政課の説明に対する質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

鷲山委員。

○委員（鷲山喜久君） 皆さん、要するに内容を聞きたいと思うんですが、一番最初に手を挙げさせていただいたんですが、委員長にちょっと質問ですが、確かにこれは金額と104号の審査ですが、今日は松井市長がここへ自らお見えになっているのか、あるいは委員長の要請によってお見えになっているのか。市長がここにいらっしゃるからこそ質問ができるという内容で質問をしたいわけですが、許していただけますか。まず、その点を質問します。

○委員長（小沼秀朗君） 関連質問であれば、許可をいたします。

鷲山委員。

○委員（鷲山喜久君） 関連というよりも、市長がここにいらっしゃるということは、今までの全体の中で、この議案を審議していく必要があるというように私は思うので、あえて質問しているんです、委員長に、いいですか。

○委員長（小沼秀朗君） 先ほど許可いたしましたので。

○委員（鷲山喜久君） 今、御答弁のように質問してもいいということなものですから、質問をさせていただきます。できるだけ感情的にならないよう冷静に質問をさせていただきますが、一問一

答で行います関係上、全部で 5問ございますので、お願いをいたします。

まず、1点目、なぜこのような問題が、売ってはいけない土地を売っちゃった。それ以後の経過、こういう問題がなぜ起こっちゃったと、起こってしまったかということをも市長にお尋ねします。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） これは大変直近の話題、課題をどうするかということの前に、過去からいろいろな経緯を遡って、いろいろ議論をしなければいけない問題であったと。そういう意味では、私は、いろいろな報告を職員からもらった後、この問題はもう我々が行政側と相手側とのいろいろな相談、交渉事では解決は無理だという報告もあったし、私もそう判断をして、調停で話し合いをするということが必要だということから、弁護士とも相談しながら、この種の問題というのはなかなかすぐに解決するということはないと。

特に私が心配したのは、こういう交渉の中で、職員がある意味で違法の行為に巻き込まれるようなことも心配をしました。そういう意味では、もうこれは公の裁判になっても、解決するには、そういう方法しかないんじゃないかと。その前段として調停という手段を取りたいというふうに思っておりましたが、これについては、議会の皆さんも、その前に市長が頭を下げれば解決するだろうという御意見もありましたけれども、これらについてもいろいろ中で協議をした結果、市長が頭を下げるということは、行政側に全て非があるという結果、裁判も視野に入れた場合には、そういうこともあるというようなことも含めて今日に至ったということでもあります。

その中で、途中から議会が不適切行政事務調査特別委員会を設置して、提案をいただけるということでもありましたので、それを受けて何らかの対応をしなければいけないというふうに思っておりましたが、議会が調査する段階で、もう相手側は訴状の用意ができていたということでもありますので、なかなかこの問題は、我々の行政側の事務処理能力の限度を超えてるというふうにも思いましたので、今、訴状をいただいておりますので、それにしっかり抗弁できるような内容を確認しなければいけないというふうに思っています。そういう経過があって、これはなかなかすぐに解決できない問題。

なぜ起こったかということについては、これは行政財産を普通財産にしたからということだけではなくて、必ずしも普通財産だから売らなければならないという規定はないわけでもありますので、周りの状況をしっかり把握する中で対応すべきであったけれども、その少し対応が十分なかったと、こういうこと、あるいは交渉の段階で、どうも普通財産にしたということが行政の瑕疵があったと、少し交渉するのに弱い立場であったというようなことも含めて、売却をし、その後の混乱が発生してきたというふうに思います。

繰り返して申し上げますと、我々の事務処理レベルで対応できる私は問題ではないというふうに判断しましたので、調停で解決したいという方針を内部では決定してきたわけですが、残念ながら、

そこまで行かずに今日に至ったということでもあります。

それから、不適切行政事務調査特別委員会での御指摘も、謝罪をしろということでありましたけれども、これらについても、不適切行政事務調査特別委員会の提案をいただける随分前から訴状が用意されていたということでもありますので、それも含めて、先ほど申し上げましたように、これはやはり我々のほうも、ある意味では裁判で対応するということが必要であったのではないかな。ただ、先に訴えられましたので、しっかりした抗弁をしていかなければいけない、こういうことになりました。

○委員長（小沼秀朗君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） 一つ一つの御答弁に対してまた私が質問すると、時間をたくさん使っちゃいますので、できるだけさらに突っ込んでということは遠慮させていただきますけれども、2番目の質問ですが、いろいろな人が関わって今回のことになった、結果的にこうなったわけですが、端的に言いまして、こうした問題が発生した最大の責任者というのは誰になるのか、端的にお答えをいただきたい。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） 市長に責任があると言わせようとしているんでしょうけれども、これはもう、こういう行政事件においては、先ほど本会議でも御答弁申し上げましたけれども、国家賠償法という法律があって、瑕疵ある行為があった場合には損害賠償します。損害賠償するに当たっては、もし市長を含めてスタートの段階での最終決裁者、それが責任を取るのか。これはもう求償権の話に移っていきますので、今の段階で誰に責任があるか。ただ、私は、2月の議会で給与を3割カットしたと。これは副市長も、総務部長も、管財課長もカットさせたのは、こういう問題が発生して、掛川市民に対して、市役所の信頼を損ねた。これは市長としての責任はあると。

ただ、これをしっかり抗弁して、職員が全くこういう過失があつて、何もしないということではないと。しっかりした議論をする中で、ある意味では、解決を図っていくということと同時に、もうこういうふうな交渉を行政と民間の事業所がしながら、水面下というか、表に出てこなくて議論の協議を進めていくというのは、これが最後にしたいという意味で今回のことを考えてきましたので、必ずしも今の段階で誰がということでは掛川市と、行政が瑕疵があつたということはありませんけれども、これから裁判になりますので、いろいろな意見が多分出てくるはずですので、行政側が全部の責任を100%取るということでは私はないというふうに思いますが、繰り返しになりますけれども、こういうある意味では混乱を招いて、ああいうテレビ報道、新聞報道、私はそれが全く正しいことではないと思っていましたけれども、それによって掛川市民が掛川市役所の信頼を損ねたという意味で、私以下3人を賃金カットという行政処分をしたわけでもありますので、その点については問題があつた、処分に対してはそれで対応してきた、こういうことです。

○委員長（小沼秀朗君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） 3つ目の質問ですが、議会のほうで不適切行政事務調査特別委員会を設置しまして、7月3日ですか、議場で報告をして、その後、伊村前副市長が3度に渡って文書を大石勇議長充てに文書を持ってきたという経過がありますが、3度も前副市長は議会のほうへ来て、その間いろいろあったわけですがけれども、伊村前副市長は、市長のほうには何らお会いをしたいとか、そういうのはなかったですか、この間。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） 議長にどういってお話がいったのかも、ただ、そういうお話があったということは聞いていますけれども、具体的な内容は全く知りませんし、私と会いたいという話もありませんので、私から行って、不適切行政事務調査特別委員会のときに頭を下げたらどうだという意見もあったようですがけれども、私はそういうつもりはありませんし、前副市長からいろいろ話をしたいということがあれば、必ずしも私は拒否する理由はありませんし、いろいろな情報がこれまで聞いてきたものと違うものがあるかもしれませんけれども、そういう気は、私のところに直接会いたいという連絡もありませんし、議長のところに行った文書も見ておりませんので。

○委員長（小沼秀朗君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） 伊村前副市長のほうからは、市長のほうへ面談はなかったわけですが、逆に、この間、調査特別委員会以後、市長のほうから伊村前副市長にお会いをしようというようなことも、特にそういう気持ちもなかったし、その必要もないというように今日まで来られているんですか。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） もう既に裁判を想定していましたので、そういう意味では、職員からいろいろなことを聞いて、当然議会も、前副市長を参考人というんですかね、お聞きをしているわけがありますので、特段、私のほうからこういう点について確認をしたいということはありません。

○委員長（小沼秀朗君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） 調停の問題に移るわけですが、私が一般質問したり、いろいろな関係で、市長の口から調停をという言葉が何回もあったわけですが。その間に、今度、相手が訴えちゃったということで、なかなか市長の調停に対する考え、実際、調停ができなかった、そこまでいかなかったわけですが、本当に早い時期には調停ということをおっしゃっていて、調停をしようというお気持ちはずっと持っていたわけですか。そのところ、調停がちょっと後ろへいっちゃっている。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） 調停は、もう私のところに情報が入って以降もいろいろな調査をし、担当が弁護士とも協議をし、市の関係する職員といろいろ話をする中で、この問題については、調停で

いろいろ話を進めていく以外には解決はないと、そういう意見が大半であり、私もそういうふうな認識をしましたので、議会にそういう情報を発信したわけでありますけれども、調停はまずいと。調停にする場合にも、当然調停の費用がかかるので、これは議会に議決をしてもらわなきゃできないから、とてもそれは無理だというような報告を私は受けましたので、少し昨年12月頃、ちょっと躊躇しましたけれども、そのときに相手側といいますか、また新聞報道、それからテレビ、あの報道を皆さんが見て、あの報道は、私どもからすれば、今回、少し市民の皆さんに情報を流させてもらいましたけれども、開発行為について全く申請が出てきているわけでもありませんし、正式なものというのは何もない。それをああいこう構想を作って、これだけのものができれば、これだけの利益が上がるからというような話が裁判になる前からいろいろあったわけでありますので、そういうものに対して直接調停をかけて話をまとめていくというのは、もう無理があると。だから、その時点では、裁判にということも考えておりましたけれども、議会で不適切行政事務調査特別委員会を設置して、相手側のこれまでの関係者も、職員の話も聞いて、いろいろな提案をいただけるということでありますので提案を受けたと。提案を受けたときには、既にもう訴状ができていたわけです。皆さんが調査した段階でも、もう訴状はあったはずですので、そういう状況にあって、相手側が訴えた、これはしっかり市の主張を言う。それには当然、弁護士をお願いするということにならなければ、今の裁判制度、私が行っていくら主張しても、これは通る話ではありませんので、弁護士をお願いをするという今は段階で、これから具体的に答弁書を作って、裁判をすることになります。

○委員長（小沼秀朗君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） 最後になりますが、これは都築課長に関係するようになりますが、債務負担行為の件で質問しますが、議員になると、議員必携とか、議員の基本的な知識のために冊子がございますが、それを見ますと、債務負担行為をする項目、これはいいわけですが、期間、それから限度額、これをきちっとしたものに仕上がっていることということですが、これについては無期限、それから限度額も定まっていないと、性質上、そうせざるを得なかったと。

ただ、職員の皆さんがお持ちになっている実務提要というものがありますが、それを見させていただくと、期限や限度額が明記されていなくても、文字でもってできるよというようなことが書いてあります。

しかし、この債務負担行為という行為をもって行っていく必要がどうかということになりますと、それはいかがなものかと、まずいんじゃないかというふうに私は思います。

補正を組んで、しかもそれを計上してやっていけばいいわけだし、それから議員の側がああだこうだということよりも、予算については否決されれば、新たな方法を考えて、当局でこれは考えるべき問題であるから、そういった点で出していったらいいのかなというふうに思います。

いずれにしましても、今まで掛川市の職員がこういうような無期限、限度額なし、こういう債務負担行為の仕事をしたことがないと、こういうお話も聞いております。したがって、いかに異常な状態かということですので、よく、この後、審議、あるいは本会議場でいろいろ、夜も出ようかと思いますが、私なりに考えさせて、検討させて、賛成、反対をしっかりとしていきたいと、このように思います。

市長にはいろいろ質問して、御答弁いただきましてありがとうございます。いろいろ判断材料にさせていただきます。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑ございますか。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子君） 前回の全員協議会でこの議案が上程されますという御説明をいただいた後、各種報道もされましたし、新聞、テレビなんかにも取り上げられました。その後、私たち議員の元には、本当に多くの市民の皆様から、1円たりともこんなお金を、税金使ってほしくない、そういった声がたくさん届いております。今、コロナ禍において大変苦しい状況でもありますし、財政は厳しい。敬老会やまち協の予算なんかも削られていく。その中でこれを上げるのかと、そういう厳しいお声がたくさんこちらに届いていますが、そのあたりを市長はどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） 先ほどもお話をさせてもらいましたが、訴状が来て、それを認めるということであれば、裁判になりませんので、ただ、我々としては、全く我々の考えと違うことでありますので、これは応訴しなければいけない、当然そういうふうな思いでありますので、そのときに、私、職員が弁護士なしで対応するというのは、今の裁判制度、あるいは裁判の情報を見ると、これは不可能でありますので、ここは裁判の場合には弁護士をつけさせていただくと。そのときにお金を出すなということだというふうに思いますけれども、これについては、これも午前中の中で、本当に行政側が、職員に瑕疵があれば、求償権が確保されておりますので、そういう中で判断していくということになるかと思います。

全く裁判で掛川市の職員、あるいは市長含めて間違いがあったということであれば、当然その人たちに御意見を出してもらおうと、求償すると、こういうことでありますので、それはその時点で判断をしなければいけないと。

今、ほかの資金調達をするような、例えば私含めてこの問題が新聞報道されたときに、4人の給料をカットしましたけれども、そういう形でやれという御指摘でしょうか。逆に私のほうからちょっとお聞きをしたいんですけれども。

○委員長（小沼秀朗君） 藤澤委員。

○委員（藤澤恭子君） 今、私は、市民の声をどのように市長、受け止められていますかということがあります。その市民の声をまず私たちはお伝えしなければならないと思いますし、それをどう受け止めてどう判断されるかは、またそこから考えていただきたいと思いますが、今、市長が求償権の話がされましたが、本当にこれ大変重要なことだと思っております。

ただ、今回のこの裁判では、誰が責任者だとか、そこまでは私は裁判の中で出てこないと思うんですね。ここは、もう確実に市がその国家賠償法を使って、ここに責任があったということを市側が確認をしない限りは、裁判の中では、これはなかなか一個人を特定するということはできないかと思っておりますので、そのあたりはしっかり保障していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） いろいろな今回の裁判の訴えがあったということで、こういう状況ですということをそれぞれ各戸にチラシを配布させていただきました。そのときに、こういうことが起こって大変申し訳ない。もう二度とこういうことが起こらないように職員一同全力で市政に取り組んでいくという文言をつけさせていただきました。そういう意味では、もうこういう混乱が起きて、掛川市行政の信頼感が薄れると、こういうことについては、私の責任であるし、部長も、あるいは副市長も、直接関係はありませんが、報酬をカットしたということでもありますので、そこは市民の皆さんに申し訳ないということの発信はしてきておりますので、考えも、あそこのペーパーに書いてあるとおりでありますので、本当にそれは申し訳なかったということでもありますので、これはもう事件がどう、どっちがこうなるか、あるいは勝訴とか敗訴とかという話ではなくて、私自身は、あれだけの混乱を招いたということの市民に対する申し訳ないという気持ちがずっと今日まで、ただ、訴訟を起こされましたので、それに対しては、掛川市の主張をしっかり伝えていかなければいけないというふうに思っておりますので、そういう中を通して、やはり正しい情報を伝えるということも行政側の責任というふうに思っています。

混乱を招いたということ、それから、これだけの着手金が、ちょっといろいろな弁護士費用も、表を使って、まず、いかにこの予算を認めてもらった後、直接弁護士と、弁護士を決めて予算を計上するということなら、その額でいきますけれども、そうでない形でありますので、一人ではなくて、いろいろな方に当たって、一番適正な人を選ぼうということで進めていましたので、あの着手金については、少し高い予算になっていますけれども、いい弁護士で、なおかつ安い弁護士を頼まなきゃいけないという思いはもっています。あれだけの予算が出たときに、本当に言われたように敬老会もやめるし、いろいろな市の制度も縮小しているという中でありますので、それから今回のコロナで、議員の皆さんも6月期の期末手当ですか、これをカットしていただいているという

状況の中でありますので、そういう意味では大変申し訳ないという思いはありますけれども、これはこれからの裁判を進める上では必要なものでありますので、ぜひ、その点は御理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑ございますか。

松浦委員。

○副委員長（松浦昌巳君） 少し遑った質問になってしまうかもしれませんが、顧問弁護士が、掛川市にいますけれども、今回のこの昨年の、もっと前からですけれども、顧問弁護士との調整、お話し合いの中では、どんなふうに今後進めていこうというような、そんな話はされていたんでしょうか。

○委員長（小沼秀朗君） 高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） 顧問弁護士とは、頻りに状況等の確認をしております、基本的にはこちらから、土地を買い戻させていたきたいということについてお話をさせていただいて、その後、そこで話が進まないようでしたら、やはり調停というような格好で進めていました。

○委員長（小沼秀朗君） 松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） それでは、今回裁判になったということで、これについては、今の顧問弁護士はどんなふうにお答え、お考えでいらっしゃるのか。

○委員長（小沼秀朗君） 高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） やはり、訴状が届いた以上、市のほうでこれが全面的に認められないということでしたら、やはり応訴することは致し方がないというか、そういったお考えでした。

○委員長（小沼秀朗君） 松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 起きたことについての、弁護士からのアドバイスということではなくて、何か起こる前に、事前にアドバイスのようなことというのはなかったですか、弁護士さんから。

○委員長（小沼秀朗君） 高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） すみません、事前にとというのは、訴状が届く前。

〔「届く前」との声あり〕

○総務部長（高柳 泉君） 届く前ということですか。

○副委員長（松浦昌巳君） こんな行動をされるといいです、こういう話を進めるべきですよとかというふうな、そういった裁判にならないためのとか、そういった上手に交渉するためのアドバイス等はあったんですか。

○総務部長（高柳 泉君） やはり、弁護士との話の中では、その土地が本当に売れないものなのかどうか、そういったことについても確認をさせていただきました。

そういった売却することが可能だったら、別のやり方もあったというようなこともありましたけ

れども、やはり地方自治法ですとか、都市計画法、都市公園法等の規定の中で、土地については行政財産として市が管理すべきものだということでございますので、その前の段階、そういった話をしておりました。

市として土地を売り渡すことはできないという結論に達したところです。

○市長（松井三郎君） ちょっと。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） 少し補足するわけじゃないけれども、裁判があるんで、部長は少し言葉が、あまり前に進んでいないんですけれども、私が最初にあそこの緑地を売却をしたという、これに対して、この緑地は、掛川市行政として、公共の観点から必要なものでありますので、買い戻しができませんかという話をしました。そうしたら、これは直接私が弁護士と話をしたわけではなく、報告をもらったんですけれども、こういう土地について、行政側が間違っただけで売却した、こういうものについては返還を求めることができる、この行為そのものを取り消し得ることができるというアドバイスをいただいた。ただ、この時に、もう 1,000万円ですべて売ったわけですので、売ったお金を返すすと同時に、そこから生じる損害賠償、こういうのはもう当然負担しなければいけないけれども、法制度上、間違っただけで公務員が売った土地であっても、これが行政として公共の利益になって、これがこういう状況で復元しなければ行政運営が成り立たないというような状況であれば、これはその行為自体を無効あるいは取り消すことができる、こういうアドバイスをいただいておりますので、そういうことも含めて、私は調停に、もうこの問題はかけるべきだというふうに、公務員というのは、100%全て正しい判断をして、正しい行動ができるというわけではありません。

間違っただけで土地を売って、相手の人が、それじゃ困るよというときは、その損害賠償をするという、これが賠償法で認められている話ですので、弁護士はそういう話でありました。

それから、やはり調停で、こちらが調停でどうですかという話をしたわけですが、そうだな、調停だなという感じの話を、市長としては、間接的でありますけれども、聞いております。

これは何回もやり取りした結果ですので、これは大体、昨年11月か、その頃ですね。これも議会に、そういう形でお話をさせてもらってきたわけですが、いずれにしても、弁護士が全く、これは無理ですよということは一切ないというふうに、私は報告を受けております。

○委員長（小沼秀朗君） 松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 少し、今に戻ってきますけれども、今回、この補正予算で出されているもの、財政調整基金から繰入れということなんですけれども、このお金については、何かほかに検討されたものというのがありますか。もうここしか考えられなかったのか、もっと違う方法が、この捻出方法にあったのかどうかということ、ちょっとお聞きしたいです。

○委員長（小沼秀朗君） 都築財政課長。

○財政課長（都築良樹君） やり方として、予備費を充用して、この着手金の財源とするというやり方はなくもないです。ですが、この予備費をそういった形で使うということについては、見方によっては議会の議決権を無視するという話にもなります。

ですから、今回はそうではなくて、きちんと議案として議会の審議を求めたというのが今回のケースなんです。

新たな財源を必要とする支出が出たときに、新たな財源がないから、予備費を減らしてこの財源に充てるというやり方と、そうではなくて、財政調整基金を崩してこれに充てると、この2つの選択だと思うんです。

この2つの選択の中で、掛川市は、以前は予備費から補正、新たな財源がないときには予備費を崩して歳出の財源に充てていたこともあります。ですが、これをたしか平成29年ぐらいから、そうではなくて、きちんと新たな歳出が出たときには、新たな財源をもって補正予算を組むのが適切だという判断から、それ以後は、財政調整基金を崩して財源にしてきた。

ですので、今回は、予備費と財政調整基金という手法がありましたけれども、財政調整基金を崩して財源に充てるのが一番ベストだという判断をして、今回の議案として出させていただいたと、そういう経緯があります。

○委員長（小沼秀朗君） 松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 予備費の扱いであるとか、財政調整基金の扱いというのはよく分かりました。

今、一番心配なのは、財政調整基金、今回コロナウイルスの関係でかなり捻出、歳出が増えてしまっていて、これから恐らく秋にかけて雨も降るだろうし、結構な災害も予想される中で、財政調整基金を崩すということは、やはり心配事も多くなるし、今後、令和3年度の予算づけとかも、これからも考えていかなければいけないと思うんですけれども、今回、この650万円ですけれども、これ捻出すること、財政調整基金から出すことについて、今後の、何というかな、見通しというか、これに対してどういうふうに取り組んでいくか、姿勢をちょっと教えてください。

○委員長（小沼秀朗君） 都築財政課長。

○財政課長（都築良樹君） 財政調整基金については、掛川市の財政運営上としては、市税の大体20%ですので、200億円の20%で40億円を常に最終的な年度末の残高としては確保せよという目標になっています。

しかしながら、今回のコロナ禍、これは全国の自治体もそうなんですけれども、財政調整基金を財源にして、いろんなコロナ対策をしてきたものですから、いろんな自治体において財政調整基金不足が、今課題視されています。

掛川市としても同様で、今年度末の財政調整基金の残高というのは大体25億円ぐらいを想定して

います。これは、昨年の年度末は37億円でしたので、12億円ぐらい残高が減ってしまったということが、今予測されています。

ということで、そうなりますと、来年度の予算を編成するに当たっては、予算規模を落とさざるを得ない。そうなりますと、これから掛川市がポストコロナのまちづくりに向けてやらなくてはいけない事業であるとか、あるいは行政経営方針上大切な事業、これはやらなくてはいけない事業ということをきちんと見定めて、事業の取捨選択、優先順位づけをして、この財政調整基金を有効に使っていかねばならないと、そういう考え方をしていますので、これから年度末、予算の編成、年末に向かって、今言ったようなこと、きちんとした優先順位づけと掛川市の将来に向かっての取捨選択をきちんとやっていくということで、今、予算の編成方針を考えているところです。

○委員長（小沼秀朗君） 松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 来年度予算もかなり厳しいかなというのは、本当に実感をしています。

市長、先ほど、多分藤澤委員の質問の中で、市長のこの今回に関する市民に対しての思いというか、そういうものと言った時に、ちょっとはぐれたような回答だったんですけども、実は、今回財政調整基金も減ると、来年度の予算も、事業もかなり減少、縮減されなければいけないという、こういった事態になっているときに、やはりこの財調を使っての裁判費用を出すということに対して、やはり市民の感情というのは抑えられないのではないかとということ、市長が市民への説明、先ほど広報のところもあったんですけども、もう少し、何か市民に寄り添ったメッセージであるとか、対応とかというのは必要だったのではないですかというような、多分質問だったと思うんですけども、そこら辺、ちょっと改めてもう一度、メッセージを聞かせていただければと思うんですけども。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） 大変難しい。これ、裁判が始まるからということだけでなく、この交渉をするに当たっては、ある意味で、市側の正しかったことも主張をしなければいけないという立場にありますので、これまで何となく、御指摘のとおり、ちょっと中途半端で、相手側にも謝罪をしろといったときにも、これはもう謝罪はすれば、我々の瑕疵、過失、間違いを認めたことにつながるのではないかなと、いろんな状況があって、今言われたように、少し歯切れの悪い言い方ではあったかな。

今回、裁判が本格的に始まりましたので、その中で掛川市の訴えられたことに対するアンサーについては、あのペーパーで出させてもらった。

それからあと、後段には、二度とこういうことがないようにという意味のおわびの言葉もつけさせていただきました。

まだそれだけでは十分ではないというようなことでありますので、これからいろんな区長会とか、

あるいは協働のまちづくり等々、いろんところで少し正しい理解を、我々が全部 100%正しいという意味ではなくて、正確な情報をしっかり発信するという事は、改めて、私もチラシを配布した後、メールと、何人か電話をいただきましたけれども、全く新聞とかテレビの情報以外は伝わって来ていなかったもんだから、市が何でこんなお騒がせなことをしたかなというふうにずっと思ってきたけれども、ある意味では、ここまでではなかったんだというようなお話も聞いておりますので、今日、藤澤委員からもありましたので、改めて、逃げるような言い方をして申し訳ございませんけれども、裁判の係争中ではありますので、極端に踏み込んだ話はやはり難しいと思いますが、できるだけ理解をいただけるような、正直言って、この時期に 600万円、そんなかかりませんけれども、600万円という予算をお願いをするわけでありますので、それなりの理解をいただくような情報を、市民の方にお伝えを改めてしていくような、ちょっと検討をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑ございますか。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子君） 改めて市長からいろいろお話を伺いましたけれども、やはり私、市長が掛川市を守る、この掛川市の名誉のためにという、その気持ちすごく伝わってくるんですが、市民が逆に置いていかれている気がしています、ちょっと。

今回も、このペーパーを配りましたということで、今日、多分広報、9月1日の広報にこれが入ってくるかと思うんですが、これも、できたら、もっと市民の目線に立って作っていただきたいかったと思います。

これ、読むほうの立場に全然立っていないと、私は思うんですよ。本当に見にくいし、これで理解できるかなんていう、そういう気持ちのところ、そこにおわびの言葉が幾らあっても、そこが伝わってこなければ、これ、ただの報告事項というか連絡ですという形になっちゃっていますので、そうじゃなくて、やはり掛川市は、やはり市民のためにこう思っていますよ、本当に申し訳なかったですよという、そういうのが、こうやって、せっかくのものが表されていなかったというのがすごく残念に思っていました。

ただ、これからは、やはり私もこれは応訴すべきことだと思っておりますので、いかに、あとはこの裁判費用を抑えて、どうやって市民のこの税金を、いかにもう本当に少ない金額と、先ほどから市長も裁判、弁護士費用を抑えるということをおっしゃっていましたが、それ以外にもいろいろところで、これからかかってくるものがあるかと思いますが、そのあたりってどのよう

○委員長（小沼秀朗君） 高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） 費用の面でいきますと、今後かかってくるお金ということになります

と、今回の着手金、それから最後に今回の地方裁判所に出された訴訟について結審が出るときの最終的な経費、それにプラス、当然弁護士さんがいろいろ動いていただいたりすることもありますので、多少の交通費みたいなもの、そういったものがかかってくるかと思います。

そういうところについては、今後、今回債務負担行為ということでやらせていただきますけれども、当然、次年度の当初予算等にも、そういったものについてはある程度見込みをさせていただいて、当初予算のほうでも計上させていただいて、そのときにご審議いただきたいというふうに考えております。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） チラシの話ですけれども、大変申し訳なく思っております。議会でこういうものを出せという御指摘があって、少し急ぎましたので、十分なペーパーのつくりになってません。市民目線ではないと。

私も読んで少し分かりにくいなというところも、ないわけではありませんので、改めてこれについても、少ししっかり検討させていただきたい。

市民目線で考えるということが、特にああいうものについては必要だという反省をしております。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） チラシの話が出ているものですから、両面、この下の地下の印刷機で印刷すれば 1枚 2円ですか、4万 7,000世帯ということになりますと、4万 7,000枚印刷すればいいわけですが、普通の新聞屋に折り込むと 1枚 3円ぐらいかかるわけですが、社協のあちらで折り込んでいると思うんです、これ、広報かけがわにね。

その折り込み賃は幾らかということと、それはどこからお金が出てきたか。

○委員長（小沼秀朗君） 高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） 印刷は庁内で印刷させていただきました。

折り込みについては、シルバー人材センターにお願いしたわけなんですけれども、5万円程度かかったと思います。それについては、既存の折り込み手数料から出させていただきました。

○委員長（小沼秀朗君） 鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） 私、一番心配しているのは、裁判でということで、相手側のあることですよ。よって広報かけがわへこれを入れたと。

恐らく、相手側が、おらの言い分もチラシ作るで広報かけがわへ入れてくださいと言われたときには、受け付けるのかはねつけるのか、どうしたあれですか。

○委員長（小沼秀朗君） 高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） 広報かけがわにも掲載規定というのがございますので、その内容を見

ながら判断していきたいというふうに思っています。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにありますか、質疑はございますか。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子君） 市長、ちょっとお伺いします。不適切行政事務調査特別委員会の委員長報告があった際に、委員長報告の中に、やはり市長自らが行って謝罪することという文面が入っていましたが、最初からそれはもう必要ないなと思っていらしたという、先ほどからお話がありますけれども、やはりそれは、委員長報告あっても、それは変わらないお気持ちでしたか。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） 委員長報告を見まして、緑地の問題とファームポンドの問題、2つ実はありました。

この緑地の問題については、いろいろ議論をしながら、担当セクションに私が行って、謝罪ということではなく、新たな具体的な協議を始めたいという意向を伝えるようにということで、相手側に連絡をとりましたが、その時は既に訴状が裁判所に届くか届かないかぐらいの時でありましたので、その後、連絡をとりましたけれども、後、返答がありませんでしたので、そのままになっている。

それから、ファームポンドについては、これはいろんな組合の皆さんとも話をさせてもらったし、担当職員ともいろんな意見交換をする中で、現時点で市長が会ってお話をするということについては、もう少し時間をとった後のほうがよいのではないかという意見もありまして、そういう方向で今も進めております。

詳しい理由は分かりますけれども、そういう判断できております。

ですから、初めから会わないということではなくて、やはり打開をしなければいけないという思いがありましたので、新しい協議をスタートするということについては、これは内部の中でも検討をし、そういう方向で進めて、1回はアクション、連絡をとりましたけれども、既に1日か2日後に訴状が私どもに届きましたので、それ以後はもう会うということはありません。

そういう状況だということでもあります。

○委員長（小沼秀朗君） 藤澤委員。

○委員（藤澤恭子君） やはり背負っているものが違うのかもしれないですけども、この委員長報告を待たずして、前々から一度面会をして、何か打開策を考えていただけないかなということは、それは先方ともそうですし、元副市長、先ほど鷲山委員のほうからもありましたが、前副市長といろいろな協議をして、より詳しい方々で一度話し合うきっかけというか、そういう場をつくらうという、そういう思いは全くなかったでしょうか。

○市長（松井三郎君） 組織でありますので、ある意味では、私が直接会ってトップダウンで話を

すると、それが効果があるということもあります。

ただ、通常、こういうふういろいろな事前の調査、話合いがあったときに、積み上げていく中で、私が途中から入っていったということであることは、十分な情報がつかみにくいと。

担当職員あるいは担当部長がいろいろなことを進めるに当たって、進めにくくなるようなことについても配慮が必要だと。

トップダウンで決めなきゃいかんということがもちろんありますけれども、今回の件については、もうずっと、もう 2年も 3年も前からの話ですので、その調書をしっかり私は読みましたので、それで何回も職員に、これはどうだ、こうかという話を聞いておりますので、それ以上の情報は得なくても十分理解はできたという判断をしておりましたので、会うことによって全て解決するというのであれば、もちろん会いますけれども、会うことによって結果として前に進めにくくなるというようなこともあるというふう判断をしてきましたので、現在に至ったと。

相手側が直接お会いしたいということの意思表示があれば、それは私はもう、それでも会いませんよという話ではありません。

何か、私のほうが一方的にもう全部シャットアウトしているというふうに御理解をされているようですが、そうではなくて、私のところに会ってこういう話をされたいということが具体的にあれば、ただそのときに、民間の会社等々の皆さんであれば、すみませんが代表権のある方をお願いをしたいと、こういうことは多分伝わっているのではないかなというふうに思います。

ですから、私がシャットアウトしているということでは、決してありませんので。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（小沼秀朗君） じゃ、いいですか。

○副委員長（松浦昌巳君） 委員長。

○委員長（小沼秀朗君） 先ほど、市民目線でいろいろ、広報ですとかあいつたもの、掲載規定を見ながら、この先もまた裁判、毎年費用もかかることもんですから、そういうところも含めて市民の皆様には分かりやすく、広報等を活用して、また税金を使ってこういう裁判になっていますけれども、この裁判の内容はこういうことですよと、そういったものの十分な説明というのは考えていくお考えはありますでしょうか。

高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） 先ほどちょっと申し上げましたとおり、その必要はあると思っております。

ただ、先ほど市長言いましたように係争中であるということで、どれだけ具体的なことについてお知らせできるかというところは、そのときそのときに判断させていただきたいと思っておりますけれど

も、市民目線でなるべく分かりやすいような情報の提供に努めたいというふうに考えております。

○副委員長（松浦昌巳君） 委員長。

○委員長（小沼秀朗君） それから、不適切行政事務調査特別委員会の提言もあったりして、その後、こういったことをやったらいいじゃないですかという提言も出ているんですけども、そういったことに関しても、また議会全体にしっかりと説明する機会というか、緊急にということではございませんけれども、そういう議会等の説明の場というのも、そういったものも設けていただいているようなことはあるのでしょうか。

高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） 先日、ちょっと報道で磐田市の例があつて、磐田市でもそういったものをつくった後、ある程度経たったところで評価をして、その結果を公表したということがありましたので、やはり掛川市としても、つくっただけではなくて、その後の検証をして、そのことについても議会等にも御報告できる場をつくれればなど、今思っています。

○委員長（小沼秀朗君） 先ほど、委員長報告の後に、直接の謝罪をということで、委員長報告を受けて、先方にもコンタクトをとってくださったということなんですが、結果として見れば、もうその前に訴状ができていてという、ちょっと背景があっているわけでございますけれども、そうはあっても、まだ訴状が届く前に、そういう行動を起こすべきではないかという議会からの声に対して動いてくださったという事実があるんですけども、どのような会い方だったというか、先方に会いに行ったのか、それとも電話でまずアポイントをとったのか、どういった断られ方をしてしまったのか、少し教えていただきたいと思います。

高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） お電話でまずはアポイントをとる、お約束をしようというふうにお話、それと先ほど、相手方から断られたというお話でしたけれども、別に断られたというわけではなくて、ちょうどお休みの期間中だったものですから、お休みが明けてからまたお電話くださいというようなことでございました。

ただ、お休みが明けた時に市のほうに訴状が届いていたものですから、先日前お会いしたいということで御連絡させていただいたんですけども、その件についてはこういうことになりましたので、なかったことというか、お会いすることができなくなりましたよというようなことで、またお電話させていただいたところです。

○副委員長（松浦昌巳君） 委員長。

○委員長（小沼秀朗君） 議会から、この問題に関しては総力を挙げて取り組んでいくべきではないですかという提言もあつたんですが、これまでも総力を挙げて取り組んでくださっていたというところもあると思うんですが、こういったチームで、例えばいつも交渉に行っていたのが戦略監と

高柳部長だったですとか、大体どういったチームで先方と会っていたんでしょうか。

高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） やはり先方だと、お会いするのはある程度固定した人間のほうがいいと思いますので、今までは戦略監、私、それから管財課長の 3人でお会いはしていました。

ただ、庁内では、関係する、例えば今回の場合でいくと、緑地等の問題もございますので、都市建設部とか、そういった方々といろいろ打合せはしております。

○副委員長（松浦昌巳君） 委員長。

○委員長（小沼秀朗君） やはりそういったときに、職員の皆様の交渉に加えて、やはり代表となる市長、もしくは副市長、そういった皆様が直接会いに行くということがあれば、相手の対応も少しは変わるのではないかなど、そういった考えはなかったのでしょうか。

松井市長。

○市長（松井三郎君） 何回も言っていますけれども、会うことによって効果がありますよと、改善に向けて進みますよという考え方がこちら側になれば、それは組織としてありません。

特に、トップが行って、そのときの発言が後、仮に裁判になったときに大変な影響を及ぼすというようなことが、この問題はもうスタートの段階から、そういう、私は関係の事案だというふうに理解をしておりましたので、ずっともう 3年も前からいろんなことを聞いている中で、こういう交渉が市とやられる中でも、相手側は多分、その周辺の土地を買い増しをしているというような事実が、これもあまり言ってきていませんけれども、調査委員会の中では私のほうから申し上げましたけれども、そういう状況にあって、いろんなことを判断しながら、私が行って会うか会わないかは決めていかなければいけない。

いたずらに市長が行って頭下げたら解決するかといったら、相手側の人はそう言うかもしれませんが、我々としては、ずっともう 2年も 3年も、この問題については庁内で議論をしてきた話ですので、会えばもっとうまくいったのではないかというのは、私の、あるいはうちの多分、職員の中では、そういうのはなかったというふうに思うので、ですから、繰り返しになりますけれども、この問題については、調停を起こしてやる以外にはないという判断をしたということでもあります。

何かいつも、市長が早く言って頭下げればこの問題は早く解決したというように、いつも言われますけれども、私は、確証がやはりある程度つかめるということにない限り、やはり私が行く前に、前段で部長なり課長なりが行って、状況を把握しながら報告を受けて、担当課長・部長が、市長行ってくださいよと、和解のチャンスかもしれないという報告があればすぐ行きますけれども、そういう報告は一切ありませんので。

ですから、市長が、先ほど市民に頭下げるといふのと、これは別ですよ、もう。交渉の相手です

よ。市民には正直頭下げなきゃいかんということはありませんけれども、これはもう交渉相手であるという捉え方をしましたので、土地を返した、ある意味では売買契約の関係の相手だということでもあるというふうに思いますので、議会の皆さんがすぐ、市長が行って頭下げれば解決するというふうに言われますけれども、そこは私は、私の考えはそう思っておりませんので、あと、総務部長どう思っているか、ちょっと聞いて。

[発言する者あり]

○委員長（小沼秀朗君） 鈴木委員。

○委員（鈴木正治君） これは確かに、今回、特別委員会をつくりまして、10回でしたか、委員会を開いているわけですね。

[「11回開いています」との声あり]

○委員（鈴木正治君） そういう中で、最終的に委員長報告の中には、市長も行ったかどうかというような結論が出ているわけなんです。

だから、これは、これだけの回数がある中で、当局側が、今行ってもあまり効果がないとか、あるいは、それによって解決に向かいそうもないという趣旨をもう少し説明すべきではなかったかなと思います。

それから、もう一つは、やはり市民から我々言われていますのは、テレビで報道されて皆さん初めて知ったわけです。そうして、今度ずっと何もなくて裁判というような話になってきているので、そうすると、市は何をしていないように市民からすると見えるんですよ。だから、こちら辺がやはり情報不足というのが一つの誤解を招いている点があるんじゃないかと思うんです。

ですから、今後もこれを進めるに当たっては、もちろん外に出せる情報、出せない情報あるでしょうけれども、議会には出していいぎりぎりの線までは、今後も中間報告的には何回かやっていただけたほうが、いろんな面で市民の不信を招くことも少なくなる、そういうふうに思うんですが、市長どう考えますか。

○委員長（小沼秀朗君） 松井市長。

○市長（松井三郎君） そういう意味で、この問題については、今回の予備費を使わずに財政調整基金を使ったということも、議会の議決を、実は、予備費で専決でという、普通この種のものというのはそういう方向で執行するものが多いんですけれども、私は議会にあくまでも諮って、議会の議決をもらって前に進むと、こういうことが一番必要だと、そういう意味では、これからもこの裁判の弁護士の着手金をお認めいただければ、その過程においても、可能な限りの情報をお伝えしながら進めていきたいというふうに思っておりますし、そうしなければ、これからの先のいろんなことが見えてこないというふうに思いますので、意見をしっかりと伺いながら進めていきたいというふうに思っています。これについては、確約をして、可能な限り……。

あと、市民に対してどういうふうな情報をお伝えするかということも、先ほどありましたけれども、少し検討をさせていただきたいというふうに思います。100%これまでの昨年10月以降ぐらいからのことについて、私どもが全く正しくて、瑕疵のない適正な行動であったかどうかということについては、私どもも反省するところが十分ありますが、基本的なところは申し上げたような点があって、議会の皆様の御意見を無視したということでは決してありません。繰り返しになりますけれども、緑地の問題については、そういう、これも1カ月ぐらい経過してからのものでまたお叱りを受けましたけれども、それでも、我々内部のほうでいろんな議論をしながら、どう対応するかということは判断をしてきたということでありますので、全く無視をしているということではありません。頭の中で常に議会の提案・提言については、尊重しながら進めてきております。若干遅れて、あるいは内容が十分ではないというふうに思われる点はもちろんあろうと思いますけれども、今後はそういうこともないような形で、しっかり報告等もしていきたいと思っています。

○委員長（小沼秀朗君） 先ほど、組織としてこれに対応する形をちょっと伺っていたんですけれども、前の副市長は、先方と会っていたと思うんですが、前の副市長からの引継ぎの資料等があると思うんですけれども、そういったものに、この案件に対するアドバイスとか解決策とか、そういったものは残っていないのですか。

高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） 前の副市長の引継ぎというと、現副市長の引継ぎということでしょうか。そういうのはなかったと記憶しております。

○委員長（小沼秀朗君） それはかなり重要な案件だと思うんですけれども、資料の確認はしているのですか。

○総務部長（高柳 泉君） 確認した結果ないということだと思います。

○委員長（小沼秀朗君） 市長は、公務員の皆様が加入している賠償責任保険等そういったものに入っているんですか。

○市長（松井三郎君） 私ですか。私は入っていません。

○委員長（小沼秀朗君） 市民の皆様が最もシンプルに考えるのが、今回の件というのは税金を支払わなければならないのでしょうかというのが、これ一番説明を求めるところだと思うんですけれども、そういった方法というのは、市は訴えられている以上、全くないという考えでよろしいのでしょうか。

高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） すみません、法律上のことだけで、委員長、申し訳ないんですけれども、今回については、掛川市が被告として求められています。先ほど、国家賠償法ということがありましたけれども、職員が重大な故意、また重大な過失をした場合については、地方自治体はその

職員に求償権を有するということになっておりますので、市としてはその法律の下で判断をして判断をしていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（小沼秀朗君） 重大な瑕疵まで、故意でなかったり、至らない場合は、弁護士の委託料ですとか、損害賠償金ですとか、いろいろなものが税金で支払われることになって、求償権を執行するところまで仮に至らない判決のときは、税金でこの裁判が行われて終わったねという話になるんですが、そういったときに、市長はどういう説明を市民の皆様にするよう考えていらっしゃるのでしょうか。

○市長（松井三郎君） 今はもう答弁書をつくろうという段階ですので、そこまで頭がいていません。ですから、我々の主張がしっかり通るような、そういう文書をつくって裁判で訴えていきたいと、こういうふうに思っております。

○委員長（小沼秀朗君） 今回の、相手が 2億 6,172万円の訴訟を起こしていますが、この額についての裁判というのは、それは裁判で明らかになると思います。これは正しい額がどういう額なのかというのははっきりすると思います。しかし、何よりも、本来は行政財産として管理すべきものを、普通財産として、平成30年に不動産業者に売却した、ここには掛川市に瑕疵がある。

そういう裁判が始まってしまうというときに、こちらに瑕疵がある裁判をまず絶対に起こさせてはならないという思い、考え、そういった示談に向けた努力というのは、どういう指示というか、市長の考えがあったのでしょうか。

○市長（松井三郎君） それは、庁内で事務処理等適正化委員会を組織して、議会にもお示しをしたように、これからの対応方策をしっかりとつくって、それを実行していくということ、これがこれからの掛川市行政の職員に求められることかなというふうに思って、そういうものをつくって、これから実践、実行していくと、こういうことであります。

それと、もう一つは、やっぱりこういう民間の事業者とのいろいろな交渉、あるいは交渉の経過、これはもう少なくとも複数の人間がチームとして協議に当たる。そして、常に全庁の中で議論する庁議のようなもので、これらをいいか悪いか等々判断をしていくということが必要だと。

今まで、これまで、テーブルに行かないということではないかもしれないですけども、どちらかという、テーブルに上がる前にいろんな交渉がなされるきらいが、これはもうどこの自治体の行政もそういうことがやられたと思いますが、これからの時代はそういうことではなくて、ある意味ではオープンで、テーブルの上で議論をしていくということがこれから求められると。企業といろんな交渉をしながらやっているときも、常に多くの人に関わってそれで議論をする、こういう体制が必要だというふうに、そういう意味で、チームで、あるいは 1人で抱えるということなく、常に上に報告すると、こういうことを、今回の我々の提言・提案の中で示しておりますので、そういうことをきちっとやっていく必要がある。いろんな最近、沼津とか磐田だとかでも、業者との問題

で、不適切な対応、犯罪に使われるようなことが起こってきますので、そういうことだけは、今回のこの問題を契機に、ないようにしなければとこういうふうに思って、1人で抱えるのではなくて、チームで検討していく、それを上に報告する、そういう決裁の流れが、この前の全員協議会でも説明をさせていただきましたが、そういう情報の流れを徹底をしていきたいと思っております。

○委員長（小沼秀朗君） 鷺山議員。

○委員（鷺山喜久君） 今の市長発言を受けて、それは当然ですけれども、今、この問題があったからこそ、報告という御意見もあるでしょうけれども、皆さんの部長の頭の上ですか、課長の頭の上ですか。上意下達とか、下意上達とか、額に入れてあるでしょう。ああいうのを常に実践をするということも大事で、そういうものを飾りになっちゃっているものだから、今日こういうようなことが起こっちゃっているのではないかと。それと、調査委員会でいろいろ出ていましたけれども、決裁のことで、2,000万円以下は部長決裁でしょう。本件のこの土地は1,000万円ということで、市長決裁は取っていない、取る必要ないというようなことで、市長本人になかなか届かなかったということが、非常にまずい状況が長く続いちゃったということで、やっぱりこの皆さんの頭の上にあるものの、ああいう一字一字の重み、重みとは何だいなということのを常に頭の中に入れて仕事をしないと、人間のやることですからどこかで間違いが起こったりするわけです。

それから、もう一点付け加えると、先ほど財政調整基金と、それから予備費の話出ましたけれども、財政調整基金を使って、できるだけ議会に報告をして、議決をいただく、これは表では非常にきれいですよ。だけれども、物事には表と裏があるんです。そこのところもよく議員として、しっかり見んといかんと。

それと、最後です。今日この議案第104号、賛成反対するわけですけれども、全協のときもA 4 1枚裏表、それから、議員懇談会のときのこれも裏表、これと議案書、その3点で判断をと言われても、これだけの問題を、私はこれでいいかどうか気になってしょうがないものだから、関係課へ行ったら、これは裁判なものでお答えできないというようなお答えがあったわけで、だから、情報開示請求を請求しているわけですが、まだ間に合いません、出ません。ところが、話を聞くと、これくらい厚いという。恐らくA 4の紙だと思えますけれども、それを全部見て判断するというのは、なかなか難しいわけですが、それくらい重いものを我々は判断しなくちゃならないことを思うと、総務委員会の委員として、非常に重いものを突きつけられているなというように思います。

したがって、私の考えはもう決まったものですから、もう時間もあれですから、採決していったらどうかと思います。これ以上いい案は出ないんじゃないかなと思います。

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子君） すみません、今回の裁判費用、着手金と言われておりますけれども、その裁

判、まず 1点目は、その弁護士さんというのはもう既に大体の目星があって、その弁護士を探すのに大変苦戦をするとか、この先心配するということはないということではないのでしょうか。ご確認させてください。

○委員長（小沼秀朗君） 高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） 今まで、顧問弁護士さんを中心に、弁護士さんを当たっていますけれども、今、ある程度この人ならというような方もいらっしゃると思いますので、今日お認め、もしいただければ、その方ともうちょっと具体的な今後について詰めていきたいと思います。

○委員長（小沼秀朗君） 藤澤委員。

○委員（藤澤恭子君） あくまでもこの弁護士さんというのは、今回の裁判に対する弁護士さんということで、売却した土地の買戻しについては、全く関係ない、これは顧問弁護士が請け負うということなんではないでしょうか。これを確認させてください。

○委員長（小沼秀朗君） 高柳総務部長。

○総務部長（高柳 泉君） ちょっと、また今後裁判の中で、どういう判断になっていくのか分かりませんが、この 2億 6,000万円という金額は、1,000万円の部分も入った中での損害賠償責任の金額でございますので、ちょっとあちらが今後どういう話になるか分かりませんが、もうこのところで話がつけば、その土地は掛川市のほうに戻ってくるというふうに、ちょっと私たちはそういうふうに思っていますけれども、今後裁判の中でどうなっていくのか、ちょっと未定です。

○委員長（小沼秀朗君） 先ほど、答弁の中に11月にこの緑地、家代の土地区画整理組合より掛川市に引き継がれた緑地を、本来行政財産として管理すべきものを普通財産として売却した、この行為自体を無効、取消にすることができるよということで、そういった姿勢で先方と仮に返してほしよよという言い方の協議になれば、そういった調停ですとか、払戻しの協議を飛ばして、訴訟に至ってしまった姿勢があるのかなというところもあるんですけども、市長が先ほど議会の考えとしてはまず緑地として管理するところを、売ったことに関しては、まずは直接頭を下げるべきではないかということで、不適切行政事務調査特別委員長報告を初め、議員懇談会の席でも、度々市長自ら相手へのおわびと解決に向けて努力を提言してきたわけですが、市長は先ほどの答弁で、それは私は効果がないと思っていますよとお答えになったんですが、そういった中で、今現実には、訴訟に至ってしまいました。ということは、ある程度やはり今までの考え方等は、進め方がこの訴訟に至ったということもあると思うんですけども、前回市長が、市民への誠意を見せるということにおいて、令和元年末の 4つの不適切な行政事務が生じた件において、令和 2年の議案第17号、市長等の給料の特例に関する条例を制定しまして、市長初め特別職の額の減額のための特例を定めました。これは、市民の皆様にも、誠意が伝わったものと考えています。

今回この訴訟に至ったという点において、これを議会に諮って、この先の訴訟の費用を税金で支払うということが、決める決めないかの議決だものですから、ここは、今回も前回のような給料の減額や、市長のいろいろな 1期ごとに退職金も発生するということならば、退職金、あるいは減給、そういったことを、今回の弁護士の委託料や一連の裁判にかかる費用に充当するような、そういった市民への見せる誠意を見せる考えというのはあるのでしょうか。

○市長（松井三郎君） ありません。全くそこは、今、裁判をしているところでありますので、私が 2月から減俸したのは、あくまでもこういう混乱を招いたということにおいて、これは市さんに、今、ある意味での掛川市のすばらしさを損なうような報道がなされた。そういう意味で、その責任で減俸したということ。今回の話については、全く私は、裁判でしっかりきちっと結論を出していくべきだというふうに思っていますので、そんなことは全く考えておりません。

○委員長（小沼秀朗君） 先ほど答弁の中で、前の副市長がこちらに見えていろいろお話を最近していますということで、それもまだ耳に入ったと思います。それに対して、市長のほうから解決に向けた話合いをするというような考えというのはあるんですか。

松井市長。

○市長（松井三郎君） どういうことを聞けば解決につながってくると思っていますか。私はもういろんな情報を全部キャッチして、それで前に進めたいということでもありますので、今は特段聞かなければならないというようなことはないと思っています。

今回の裁判になって、あなたも大変ですねというような会話はできますけれども、それ以外には、特に前の副市長に聞きたいというようなことはありませんので、特に、先ほど来ふれましたように、副市長の引継ぎ事項にも出ておりません。というのは、そこまでやっぱり深刻だというふうには、多分考えておられなかったんだろうというふうに、何となく推測をされます。そういうことでありますので、特段には、私、何か特別報告をしたりということであれば別ですけれども、私のほうから、そういうことを聞かなければいけない。ただ、これは係争がどんどん進んでいくときに、そういう意味では、裁判所から呼出しが、私もあるかもしれないし、前副市長もあるかもしれない。それは分かりませんが、私のほうから直接、前の副市長に、いろんなことをお聞きするということはありません。

○委員長（小沼秀朗君） これは、答弁は結構ですけれども、そこまで話が来ていて、耳にも入っていて近づかないというのは、私は、不適切な特別委員会もやって調査していましたけれども、あのときも、庁内でいろいろな問題があって、そこまで問題も来ているわけですけれども、やはり上まで上がらない。そういったところに、なかなか難しい組織の体制があったのかなというのを感じておりました。今回もちょっとそういった今の答弁でありましたので、そういったところは、これからの掛川市において、改善があればいいかなと思います。

○市長（松井三郎君） ちょっと反論をさせていただきます。組織の人間であると、組織外の人間であると、みんなごちゃごちゃになってしまうということは、我々は組織として、とりわけ今回の問題は、掛川市が被告人になっているわけですから、組織としてどう対応していくとき、組織を去った人に、過去にこういうことがあったという事情を聴きたいということがあれば、それは組織外の人ですから。

○副委員長（松浦昌巳君） 委員長。

○委員長（小沼秀朗君） 私は、一つの問題を解決するときには、いろいろな市民の皆様と協力して物事に当たったほうがいいのかなと考えております。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） よろしいですか。それでは質疑を終結いたします。

〔管財課、説明 14:42 ～ 14:43 〕

〔質 疑 14:43 ～ 14:45 〕

○委員長（小沼秀朗君） 次に管財課からの説明をお願いします。

村上管財課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの管財課の説明に対する質疑をお願いします。

鷲山委員。

○委員（鷲山喜久君） なぜ財政調整基金を使ったか。予備費を使う方法があるじゃないかということ先ほど意見が出て、村上課長のほうから御答弁があったので、それはそれでもういいわけですが、皆さんが、行政マンのプロとして、この方法が一番いいと思ってこういう議案を出したのか、いやいや本当はこの方法があるよというのがあったのかどうなんですか。それだけ。本当に考えてこれしかないらと、庁内として。それでこうなったのかどうなのか。その1点をお聞きします。

都築財政課長。

○財政課長（都築良樹君） 先ほどの私が答弁したとおり、予備費の使い方を間違えると、議決権の無視というようなことに陥りますので、やはり新しい歳出については、新しい財源をもって、きちんと補正予算を組んで、議会に議決を求める。これが一番ベストだというふうに判断をしましたので、今回のようなことをお願いしたということでもあります。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） よろしいですか。それでは、質疑を終結いたします。

[委員間討議 14:46 ~ 14:53]

○委員長（小沼秀朗君） それでは、委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

松浦委員。

○副委員長（松浦昌巳君） 先ほど、鈴木委員のほうからの質問の中で、議会とか市民への情報発信がやっぱりうまくなかったんじゃないかということがあって、それに対して、市のほうも、市長も、担当のほうも、やはりそれを感じるよということを伺いました。やっぱりなかなかこういう議論をして初めて、あ、そうだったのかということも、今、感じるどころもありますし、やっぱり市の情報の出し方というのは、もうちょっと慎重に、また、議会に対しては、具体的な説明がこれからも必要なというふうなのは強く感じました。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ほかにございますか。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子君） やはり市民は、いろいろ情報の少なさから誤解をしている部分もありますし、やはり情報というのは、報道が全てになってしまうと思います。その報道から得た情報が全て誤解で、市に対する不信感など持っているということも確実にあるかと思しますので、その辺りは本当にこの裁判を通して、裁判でしっかりと明確にその辺りをしていただくというのは、一つとても重要だと私は思っております。

○委員長（小沼秀朗君） 今の藤澤委員の意見に対する意見はございますか。

松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 私もこの裁判というのは、どうしてもやっぱり受ける必要があるし、裁判費用に対しても認めていくべきだと思っています。ただ、今日もこの話の中もそうですし、今までの市民の方の思いだとか、意見だとかというのを伺っていますと、やはりそのままいいですよというふうに通すのはどうかと思っています。

附帯決議案を提出させていただいています。また、この内容は後で説明はしますが、認めはしますが、ある程度一定の約束ごと、条件をつけていただきたいと思います、そんなふうを考えています。

○委員長（小沼秀朗君） 今の意見に対して何かございますか。

○副委員長（松浦昌巳君） 委員長。

○委員長（小沼秀朗君） 附帯決議の中に、先ほども議会が市民の皆さんに対して分かりやすくまた今後も説明をとということがございましたので、そういったことですか、今回の件も全力を注い

で、早期に終結を成る、そういった裁判に応募していくというところを附帯の中にも盛り込んでいったらどうかなど。

求償権の行使の話も出ておりましたので、そういったことですか、それから、市長の裁判に対して姿勢を示して、市民の皆様に理解を求めていくということでしたので、そういったところの附帯もつけていければなと考えます。

以上です。

ほかに意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

鷺山委員。

○委員（鷺山喜久君） 委員間討議ということで、意見というよりは、この土地の件について、平成30年 3月に売買契約を結んだと、そして、今日は令和 2年 9月 1日。本当にこの間、行政マンとして毎日毎日仕事されてきたわけですけども、改めて、これでよかったのかどうなのかということ、今一度考えていただきたい。その理由は、市民の皆さんは行政マンに仕事を委託をして、そうして、行政マンが市民の常に健康福祉の増進、このために、全身全霊を傾けて毎日仕事をされているわけです。ところが、本件のこの間で、いろいろ私聞いてみますと、実務慣行、慣例、こういうものがある、本来ならいろんな法律に基づいて、根拠法に基づいて、いろいろ処理をされていくのが、たまたま実務慣行と、こういうことで処理されたということで、大元の間違ひというんですか、行政財産を普通財産で売っちゃったというようなこういうことが出たのではないのかなというように思います。

いずれにしても、そうした流れの中で、議員もそうですけれども、今日の資料も、この議案に対する資料も本当にこれでいいのかなと、これで賛成か反対か、これを決めろといっても、本当にそれでいいかどうかということ、改めて考える必要があるんじゃないかということをつくづく思います。

したがって、情報、あるいは資料、これは判断の材料として、秘密というのがあると思っているので、出せないというものもあると思います。今、議員の中でも、やたらブログだ何だかんだで出しちゃう人もいますから、気をつけないといけませんけれども、できるだけやっぱり明らかにすべきは明らかにして、正確で市民のためになる、あるいは市の発展のためになる、そういう材料として判断をしていく必要がある。特に総務委員会はいろいろ大事な問題をやりますので、そういった点で考えていく必要があるんじゃないかと、いずれにしても、議員も 3年半だか 3年半ちょっと過ぎていきますので、選挙目の前ですが、そういうことを考えると、改めて次に向かってしっかりとやっていくべきですというふうに、長くなりますけれども、意見として聞いておいていただいて結構です。

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

ほかに討議はございますか。

[「なし」との声あり]

[討 論 14:53 ～ 14:57]

○委員長（小沼秀朗君） よろしいですか。

それでは以上で委員間討議を終結し、討論にはいります。

討論はございますか。

鷲山委員。

○委員（鷲山喜久君） 議案第104号に反対の立場から、いずれにしても、平成30年売買契約を結んで、議会の調査特別委員会、あるいは市は市で掛川市事務処理適正化委員会を設置してきたわけですが、そういった中で、一つ言えることは、市がそういう主張を頭につくったわけですが、やっぱりこれも第三者委員会をつくるなど、いろいろ方法はあったと思います。そうして、そういう中で、しっかりと弁護士に相談したり、あるいは結果については、昔の名前で言うと地区集会になりますが、こういうことで明らかにしていくということ、これが大事ではないかと。

それから、もう一つは議会で調査特別委員会を設置しました。ここに12項目ぐらいろいろあったと思いますけれども、あれをやっぱりしっかり実行してということが、議会が最低限の提案というか、発言があったわけです。それはやっぱり励行していく必要があると。それから、104号の財政調整基金、そして、債務負担行為については、私は意見があります。したがって、これについては、また本会議場でまた発言をさせていただきたいというように思います。そうして、市長が広報を考え、市民の皆様へ折り込んでいったわけですから、そういったことも裁判で訴えられているということで、本来ならこういうものを、やむにやまれず出したと思いますけれども、裁判でこれから始まる前の段階で、こういうふうな相手のこともありますので、いかななものかなというふうに思います。いずれにしても、この補正予算、これについては反対ということで、反対の答弁をさせていただきます。

以上です。

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

賛成の討論はありますか。

松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 私は、賛成の立場から討論させていただきます。

今回一番ポイントになっているのは、やはりこのコロナ禍の中の経済が不安定だったりとか、市民の皆さんに苦労があると、そういうところで、税金を使うことはいかなものかというところがやはり焦点かなと思っていますが、この裁判も、裁判費用の捻出を否決した場合、この裁判が行わ

れなかったりとか、裁判自体が不利益になってしまうと、2億6,000万円の賠償金を丸々払ったとすると、かなりのまた税金を使わなければいけないということが考えられます。ですので、ここは、今の段階では着手金650万円を認めて、正々堂々と裁判を行っていただいて、裁判に勝っていただく。勝つという表現ではないかもしれませんが、その賠償金の額であるとか、正当性を主張して、より税金が少なくて済むように弁護士の方に働いてもらおうと、それが一番の方法かなと考えています。

債務負担行為についても、当局の説明があったとおり、長期に渡る事業については、法律上債務負担行為をしなければいけないという条例もありますので、これは何の問題もないと考えていますので、私はこの議案第104号について、着手金650万円の捻出については、可決するものとして賛成とさせていただきます。

○委員長（小沼秀朗君） ありがとうございます。

以上で討論を終わります。

〔採 決〕

議案第104号 令和2年度掛川市一般会計補正予算（第7号）について

賛成多数にて可決

〔附帯決議 14:57 ～ 15:03 〕

○委員長（小沼秀朗君） ただいまから、議案第104号に対し、松浦副委員長及び藤澤委員から附帯決議案が提出されましたので、事務局に配付させます。

〔附帯決議案配付〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、松浦副委員長から附帯決議案の趣旨説明をお願いします。

○副委員長（松浦昌巳君） それでは、お手元に附帯決議案が出されていると思いますけれども、これは今、賛成討論でもしましたけれども、今回の議案第104号については認めましょうと、ただし、今までいろんな質問もありましたけれども、市民の感情、それから、議会へのこれからの対応をお願いしますというところで附帯をつけさせていただきました。

それでは、決議案のほうを読ませていただきます。

掛川市議会総務委員長 小沼秀朗様

提案者 松浦昌巳

藤澤恭子

議案第 104号 令和 2年度掛川市一般会計補正予算（第 7号）に対する附帯決議案

家代の里地内市有地の売却問題等、これまでの不適切な事務処理や、解決に向けた市長をはじめとする執行部の姿勢が、市民の不信感を抱き、信頼を失墜したことは極めて遺憾である。

このため、市民の税金から裁判費用を捻出することは、市民の理解は得にくい状況にある。

しかしながら、多額の損害賠償を請求されており、掛川市と相手方との見解には相違も認められることから、裁判において事実を明らかにさせていくことは重要と考える。

そこで、本市議会は下記事項を強く求めるものである。

記

- 1 掛川市の土地売却から、訴訟にまで発展した一連の問題に対し、市長及び職員に重大な過失があったと認められた場合は、求償権を行使すること。
- 2 誠実に且つ早期に課題解決に全力で努めるとともに、議会に対し経過報告の説明と、市民の皆様に対し必要に応じ説明を行うこと。
- 3 訴訟に至ったことに対し、市長の姿勢を示すこと。

以上、決議する。

令和 2年 9月 1日

掛川市議会総務委員会

以上です。

〔質 疑〕

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの付帯決議案に対する質疑をお願いします。

質疑は特にございませつか。

鷲山委員。

○委員（鷲山喜久君） 議案第104号に反対をしたところに質疑をとというのはおかしい話ですけども、一番最後の（3）番の市長の姿勢を示す、具体的に市長にどのような姿勢をお求めになるのか、具体的におっしゃってください。

○委員長（小沼秀朗君） 松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 本日、質疑の中でも市長が何度も答えていますけれども、市長の市政というのはいろんな姿勢があると思っています。メッセージであったり、自分の行動であったり、そういうもの全てを含めて姿勢というような言葉にさせていただきました。これは市長が考えることであって、私たちは、そこは市長にお任せしようと思っています。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」との声あり〕

○委員長（小沼秀朗君） それでは、質疑を終結し討論に入ります。

〔討論 なし〕

〔採 決〕

議案第104号 令和2年度掛川市一般会計補正予算（第7号）附帯決議案について

賛成多数にて可決

○委員長（小沼秀朗君） 次に、附帯決議を本会議へ提案することについて協議をします。

意見のある方はお願いします。

松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） ただいま総務委員会には提出させていただきましたけれども、やっぱり本会議場で上程していただいて、議員全員で認めていただきたいと思っています。

以上です。

〔採 決〕

議案第104号 令和2年度掛川市一般会計補正予算（第7号）附帯決議を本会議へ提案することについて

賛成多数にて可決

○委員長（小沼秀朗君） ここで市長は退席となります。ありがとうございました。

○市長（松井三郎君） ありがとうございました。

[15:04 ～ 15:10]

②議案第120号 学校教育情報化推進事業端末機購入契約の締結について

〔管財課、説明 15:04 ～ 15:05 〕

[質 疑 15:06 ～ 15:07]

○委員長（小沼秀朗君） それでは、管財課の説明をお願いします。

村上管財課長。

○委員長（小沼秀朗君） ただいまの説明に対する質疑をお願いします。

松浦副委員長。

○副委員長（松浦昌巳君） 説明の中の 4社ということがありましたけれども、4社、もしよければ教えていただけますか。

○委員長（小沼秀朗君） 村上管財課長。

○管財課長（村上将士君） それでは、4社申し上げます。落札いたしました遠鉄システムサービス株式会社掛川営業所、静岡日電ビジネス株式会社、教育産業株式会社浜松営業所、日興電気通信株式会社、以上4社でございます。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木正治君） 全体で1万600台ということですが、これで、小学校22校、中学校9校にいくわけですが、この小学校と中学では、ソフトウェア等の内容は違いがあるのでしょうか。

○委員長（小沼秀朗君） 村上管財課長。

○管財課長（村上将士君） 小学校、中学校全て同一の仕様になっております。

以上でございます。

○委員長（小沼秀朗君） ほかに質疑ございますか。

[「なし」との声あり]

○委員長（小沼秀朗君） よろしいでしょうか、それでは質疑を終結します。

[委員間討議 15:08 ～ 15:09]

○委員長（小沼秀朗君） 委員間討議をお願いします。

意見のある方はお願いします。

○副委員長（松浦昌巳君） 委員長。

○委員長（小沼秀朗君） 小・中学校の生徒さんに端末機が配付されるわけですが、この使用の方法を教えることが大変でございまして、小・中学校、また高校でそういった専門の先生、教員の皆様とタイアップしたような指導、教員の皆様の指導、研修が必要かなと思いますので、有効に使われていただきたいと切に思うところでございます。

ほかに討議ございますか。よろしいですか。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子君） 委員長のおっしゃるとおりかなと、私も思っております。あと、授業がどのように組み込まれていくかという、これを週 1回しか使わないとか、そういうことではなくて、常に触れるような状態にしておくというのも、やはり必要なかなと思いますので、その辺りも、この先の検証になるかと思えますけれども、しっかり審議していただきたいところであると思っております。

以上です。

○副委員長（松浦昌巳君） 委員長。

○委員長（小沼秀朗君） 教員の皆様のサポーターとなる仕組み、そういったものも検証が必要かなと思います。

ほかに委員間討議はよろしいですか。

[「なし」との声あり]

[討論 なし]

[採 決]

議案第 1 2 0 号 学校教育情報化推進事業端末機購入契約の締結について

全会一致にて可決

4) その他

5) 閉会 15:10